

# 地理空間情報における個人情報の取扱い、二次利用促進に関するガイドラインの概要

背景

地理空間情報活用推進基本法(平成19年5月制定)

地理空間情報活用推進基本計画(平成20年4月閣議決定)

## 地理空間情報の活用推進における現状と課題

現状

国や地方公共団体等が保有する地理空間情報の個人情報、著作権等の知的財産権の適用範囲やその取扱いが明確になっていないため、その提供にあたって過度に躊躇し、地理空間情報の提供・流通の妨げになっている。

課題

国民が適切にかつ安心して利用できる地理空間情報の提供・流通を図るためには、個人情報を含んでいるケース、著作権等の知的財産権の対象となっているケースを踏まえた情報提供のルールを確立することが必要。

## 地理空間情報の取扱いに関するガイドライン作成

- ①地理空間情報の活用における**個人情報の取扱い**に関するガイドライン
- ②地理空間情報の**二次利用促進**に関するガイドライン

地理空間情報の提供・流通が促進され、  
「地理空間情報高度活用社会」の実現に寄与

## ガイドラインの概要

### <基本的性格>

#### ■適用対象

国、地方公共団体等(独立行政法人、地方独立行政法人等を含む)

#### ■取り上げる典型的な地理空間情報

地図、台帳情報、統計情報、空中写真・衛星画像

※ガイドラインは、各府省が所管する個別法(個人情報保護法、著作権法、統計法、測量法等)における地理空間情報に係る取扱いの解釈を整理したものであり、法的拘束力を有するものではない。

### <具体的内容>

#### ■個人情報の取扱いに関するガイドライン

・行政機関個人情報保護法等の関係法令及び判例等をもとに、

- ①地理空間情報が**個人情報に該当するか否かの判断基準**、
- ②個人情報に該当する場合においても**例外的な利用・提供の判断を行う際の基本的な考え方**等を整理。

・典型的な地理空間情報について、**個人情報該当性の考え方、具体的な利用提供の判断**等を紹介。

・地理空間情報の提供・流通に際する**個人情報保護対策について、整備、管理、流通・提供の各段階ごとに整理**。等

#### ■二次利用促進に関するガイドライン

・著作権法等の関係法令及び判例等をもとに、

- ①地理空間情報が**著作物に該当するか否かの判断基準**、
- ②著作物に該当する地理空間情報を**外部委託により調達する場合の適切な契約のあり方**等を整理。

・地理空間情報に係る著作権を有する場合において、加工して配布する行為等、**二次利用の場面ごとの利用許諾等の考え方**を解説

・典型的な地理空間情報について、**著作物性の有無に関する考え方、利用・提供における著作権処理等の基本的考え方**を紹介。等